

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	大槻町山下地区(山下集落)	令和2年8月27日	

農業センサス集落:胡桃沢

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.8 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状、地域内の農地は中心経営体による引き受け意向があるが、地区内の農業者等の高齢化が進みつつあるため新たな担い手の育成が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山下地区の農地利用は、原則中心経営体である認定農業者2経営体及びその他3経営体が担っていく。

地区内の農地所有者及び入作を含む耕作者においては、高齢化が進みつつあるため、中心経営体をはじめとした地区内の農業者に農地の集積を図りながら、地区の農地を守っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5人	水稲	9.2 ha	水稲	21 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・担い手の育成・確保等について 地区内で新規就農者や後継者等がでた場合には、地域ぐるみで技術などの支援をしていく。 また、集落で一丸となって農地を地区内の農家で守っていける仕組みを構築していく。</p>
<p>・地域農業全体及び災害対策について 既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理と休耕地の草刈りなどの作業を行い、遊休農地の発生を防止を図る。 また、水害等の対策のため、堀払いを定期的実施するなど防災意識の徹底を図る。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針等 地域の農家が様々な事情により営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、地域の中心経営体である担い手へ機構を通じて貸付けを進めていく。 なお、農業用機械や施設の導入、更新の際には補助事業等を活用していく。</p>